平成２１年（フ）第８４２８号
大阪府東大阪市御厨西ノ町２丁目３番84号
グランドールＣ棟202号
破産者　池田　光幸
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５３８号
大阪府東大阪市上小阪４丁目５番25号
破産者　細川　典子
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９３号
長野県松本市高宮東３番８号
破産者　吉原きよ子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１２８２号
埼玉県朝霞市幸町２丁目18番50号　ハイツ緑ヶ丘105、破産手続開始時の住所埼玉県朝霞市溝沼４丁目10番16―514号
破産者　赤津　昭義
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８３号
埼玉県朝霞市幸町２丁目18番50号　ハイツ緑ヶ丘105、破産手続開始時の住所埼玉県朝霞市溝沼４丁目10番16―514号
破産者　赤津　和子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
長野県東筑摩郡波田町1432番地１　百瀬貸住宅12号、申立時の住所長野県松本市笹部３―19―２
破産者　伊藤　壽治
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２８８号
長野県東筑摩郡波田町1398番地１　ファミーユ新村Ｂ202号室、前住所長野県松本市大字島立3998番地７
破産者　伊藤　壽彦
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１０９号
青森県むつ市大畑町松ノ木182番地６
破産者　西山えり子
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１３１５号
埼玉県久喜市野久喜256番地２　久喜コーポ１号棟303号室、外国人登録原票上の住所埼玉県久喜市桜田１丁目３番２―303
破産者　工藤次男こと　クドウアデリーノツギオ
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８０２号
さいたま市北区本郷町1526番地
破産者　埼葬こと　徳井喜八郎
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１００４号
さいたま市北区大成町４丁目500番地　リジェール401号、破産手続開始時の住所さいたま市北区日進町２丁目1289番地２
破産者　根岸　敦也
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６８号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸209番地80
破産者　野口　浩一
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
長野市大字安茂里2149番地２宮島アパートＡ―２、開始決定時の住所長野市青木島町綱島245番地３
破産者　鳥元　富雄
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２号
長野県大町市大町1143番地４
破産者　西村　元勝
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第８２号
長野県茅野市玉川4410番地41　ゼクセル12南棟、開始決定時の住所長野県茅野市北山5513番地　渋川温泉・保科館
破産者　保科　政人
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第８３号
長野県茅野市玉川4410番地41　ゼクセル12南棟、開始決定時の住所長野県茅野市北山5513番地　渋川温泉・保科館
破産者　保科　つね
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２０年（フ）第３７７３号
大阪府八尾市跡部北の町１丁目３番５―103号
破産者　板倉　嘉孝
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１３５号
堺市堺区東雲西町２丁４番９号
破産者　平岩　群偉
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係